



続きまして、事務局より傍聴者及び取材希望者をご報告いたします。

【事務局B】（●●●●●●●●）

【事務局B】（●●●●●●●●）でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴希望者及び取材希望者の取扱いにつきましては、「軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針」の第5条、『会議の公開』の規定に基づき、公開とさせていただきますのでご了承願います。

それでは、はじめに、本日の傍聴は7名でございます。

なお、本日は、報道関係者の方はいらしておりません。

傍聴者の方をお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、委員各位の理解に基づき公開で行うこととしている趣旨を尊重し、整然と傍聴いただき、委員各位の自由闊達な議論と議事進行にご協力をお願いいたします。携帯電話はマナーモードにするなど音の出ない設定にさせていただくとともに、会議中はお静かに願います。

また、この審議会での発言の内容や個別の情報などについて、個人情報が含まれるものや継続審議となるものもございますので、その取り扱いには十分ご留意願います。

もう一点、会議資料につきましては、個人の利用の範囲内で持ち帰りを可とさせていただきます。ただし、資料は、整理を行ったもので公開できるものにつきましては、後日ホームページにて公開をいたしますので、決して資料のSNS等への掲載等を行わないようにしてください。

【事務局A】（●●●●●●●●）

それでは、続きまして、【町長】（土屋 三千夫 町長）より、あいさつを申し上げます。

## 2. 町長あいさつ

【町長】（土屋 三千夫 町長）

本日は、お忙しい中、軽井沢町自然保護審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、私の主な施策としまして「自然環境の保全と再生」を掲げておりますが、「自然環境の保全」と「景観の維持」に関しましては、複数の方々から軽井沢の価値が失われるのではないかといった強い危機感を持たれ、心配のご意見をいただいております。

現状の自然保護対策要綱の仕組みだけではスピード感を持って

対応することが難しい点もあります。

「自然環境」と「景観」が保持し続けられるよう、規制を強化する内容も含めて、自然保護審議会の皆様を中心に、自然保護対策要綱の改正を検討部会で一緒に検討いただいております。

軽井沢の魅力が向上する努力は不可欠ですが、一方で魅力が上がれば、さらに別荘や定住人口の増加も予想されます。そういった新たに軽井沢に住もう、別荘を所有しようとする方々にも、自然保護対策要綱を理解し知っていただくために、町のホームページ上で3次元のグラフィックを用いて自然保護対策要綱を紹介するコンテンツを開設するよう進めております。

用途地域の見直しや土地利用時の規制につきましても、各課が持っている現状の課題や進捗状況、今後のスケジュール感を共通認識として保有し、その上で検討・改善が図られるよう役場内に「土地利用等庁内検討委員会」を設置し、検討を行っております。

また、生物多様性保全のための施策としまして、令和7年度より『軽井沢町版レッドデータブック』の策定を計画しておりますが、事前準備としまして、こちらでも検討部会で議論をいただいております。

並行しまして、今年度の4月から配置しました植生学の専門家を中心に、地域全体で「自然環境の保全と再生」ができるよう、植生に関する人材育成のための養成講座としまして「軽井沢 野杜の匠」を開設しました。こちらは、10名の定員に対しまして54名もの方から応募をいただき、町民の皆様の自然環境の保全に対する関心の高さが伺えました。次の人材育成や自然環境保全の中心として育ていただき、活躍していただけることを期待しております。

この養成講座とは別に、軽井沢町の緑や植生に関する個別の問題に触れアドバイスさせていただく「植生学の相談会」も8月より毎月開催しております。町民の皆様だけでなく、別荘の皆様にもご利用いただいております。その中では『敷地内の木が大きくなり過ぎて心配である』・『自分の住んでいる場所にはどういった植物が適しているか』といった相談が多くあり、樹木の世代交代も含め、軽井沢の地域特性にあった「自然環境の再生」のためのアドバイスをさせていただきます。

町としましては、「自然環境の保全と再生」をより推進するために、自然保護対策要綱の理念と思いはしっかり受け継ぎ、併せて新たな課題への対応やさらなる啓発活動を推進し、住民、事業者の方々の理解が得られるよう努力を続けてまいります。



#### 4. 議 題

(1) 令和6年度 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について

【会長】(●●●●●●●●●●)

それでは、議題(1)になりますが、令和6年度 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について、事務局よりお願いします。

【事務局C】(●●●●●●●●●●)

議題(1)について説明いたします。

審議会の委員が変更となっておりますので、まず審査の流れについてご説明をさせていただきます。

「軽井沢 緑の景観賞」は、『軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度要綱』に基づき毎年度1回公募しております。軽井沢町自然保護審議会条例第8条第1項の規定に基づきまして、認定部会での審査を行い、当審議会の意見を聴取したうえで認定する流れとなります。

なお、部会に属す委員につきましては、参考資料1-③の通りとなっております。本日、説明のために専門委員の、【団体A】(●●●●●●●●●●●●●●●●)【自然保護対策優良事業認定部会長】(●●●●●●●●●●)が出席されておりますが、そのほか専門委員としまして【団体B】(●●●●●●●●●●)【自然保護対策優良事業認定部会委員A】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、自然保護審議会の委員から、【A委員】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【B委員】(●●●●●●●●●●●●●●●●)、【C委員】(●●●●●●●●●●●●●●●●)の以上5名で構成されております。

それでは、資料の右上に『議題第1号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

令和6年度 軽井沢町自然保護対策優良事業認定制度「軽井沢緑の景観賞」について、ですが、昨年の自然保護審議会において議題とさせていただきますが、本年は募集要項が変わり、一般住宅部門、集合住宅部門、その他部門の3部門について募集いたしました。募集要項については参考資料1-①をご覧くださいと思います。

『1. 公募期間』になりますが、本年は4月1日(月曜日)から7月12日(金曜日)まで公募を行い、広報かるいざわ4月号、別荘所有者向け広報「緑のおたより」、町ホームページでの周知のほか、風越公園のスカップ軽井沢、町内2カ所のスーパー、中央公民館に

募集のチラシを置かせていただき、周知をいたしました。

『2. 応募案件』ですが、本年度の応募は一般住宅部門2件、集合住宅部門2件の計4件ございました。

概要につきまして、一般住宅部門として物件1は追分区の住宅（別荘）、物件4は旧軽井沢区の住宅（別荘）、集合住宅部門として、物件2は旧軽井沢区の集合住宅（寄宿舍）、物件3は南ヶ丘区の集合住宅（マンション）、となっております。詳細は、資料の右上に「**参考資料1-②**」と記してございます調査用紙を参考としていただければと思います。

『3. 審査経緯』になりますが、本年度は9月18日に審査を実施していただいております。

審査結果につきましては、【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●●）よりご説明をお願いいたします。

【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●●）

審査結果につきましてご説明いたします。

部会員5名と、今回はオブザーバーとして【会長】（●●●●●●●●●●）にもご参加いただき、審査を行いました。

1物件当たり一人25点満点で評価をしたところ、一般住宅部門の物件1が70点、集合住宅部門の物件2が77点、集合住宅部門の物件3が97点、一般住宅部門の物件4が88点という結果となりました。

周辺の景観との調和を考えた建物のデザインや植栽計画など、こだわりをもった魅力的な作品が多かったと思います。

評点を踏まえて部会員で論議を尽くした結果、集合住宅部門の物件3の作品を優秀賞として選考しました。

**資料1**をご覧ください。物件3の作品は、従来の集合住宅とは異なり長屋建ての集合住宅で各戸に個性をもたせた、これからの軽井沢の新しい集合住宅のスタイルです。建物や外構の細部にまでわたるこだわりやL字型の敷地を有効活用した配置計画など工夫が感じられ、高い評価となりました。ただ、敷地の入り口に設置してある門やゲートについては、審査の中で論点となりました。集合住宅としてセキュリティ面に配慮した設計だと伺えますが、地域コミュニティを考慮すると閉鎖的な印象を受け、建物や周りの景観との融合について意見が分かれました。建物自体は敷地内の自然との調和が感じられるため、入り口の門やゲートを含めた景観を演出することにより、さらに魅力がある空間となると期待が寄せられました。議論のなかで上がった意見として、入り口の門やゲートについての評価コメントをつけたうえで優秀賞としたいと思います。



居専用地域と同じところで見いただいています。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですか。

【E委員】（●●●●●●●●●●）

承知しました。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見とかございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、挙手による表決をとらせていただきます。

原案のとおり、本件の承認について賛成する方は挙手願います。

→ 賛成委員挙手（賛成多数）。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ほとんどの方が挙手されましたので、本件は承認といたします。

よろしいですか。

それでは、緑の景観賞に関する議題はここまでということで、【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●●）、ご同席どうもありがとうございました。

→ 【自然保護対策優良事業認定部会長】（●●●●●●●●●●）退室。

（２） 軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（２）になりますが、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

説明に入ります前に、事務局より一点お願いがございます。

環境基本計画を策定する際にも、策定するにあたって専門的見地からの技術的支援等が必要不可欠であるということで、国の機関や他の地方公共団体において業務実績のある事業者と業務契約をし、検討部会や審議会にも参加しながら策定に関わっていただきました。

今回の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定にあたりましても、専門的見地からの技術的支援等が必要不可欠であり、事業者と業務契約を締結しておりますので、本審議会への出席をお認めいただきたく、お諮りさせていただきます。



説明をさせていただきます。

資料の右上に参考資料 2-①と記してございますが、こちらをご覧ください。

各スライドの右下にナンバーを記してございます。

まずスライドNo. 1をご覧ください。地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体が実施する地球温暖化対策の総合的な計画となりまして、住民・事業者も含む温室効果ガス排出削減計画となります。

続きましてスライドNo. 2をご覧ください。なぜ、この計画の策定が必要かと申しますと、令和 4 年度に行いました「地域再生可能エネルギーポテンシャル調査業務委託」が環境省補助金を活用して実施しておりまして、この補助金条件として令和 6 年度末までに策定することが条件となっております。

続きましてスライドNo. 3をご覧ください。では、なぜ地球温暖化対策実行計画を環境基本計画として策定するのかと申しますと、地球温暖化対策実行計画の実効性・効果を強化していくためには、環境基本計画等の他の計画と一体的に策定することが望まれます。

スライドNo. 4 になりますが、地球温暖化対策実行計画は、再エネ・省エネ・交通やゴミなどの低炭素まちづくりの 3 本柱で構成されることが多く、「再エネ」は、地域再生可能エネルギーポテンシャル調査の資料・データを活用でき、「省エネ」・「低炭素まちづくり」は、環境基本計画の資料・データを活用することができます。

また、軽井沢町の環境基本計画は、計画期間を 2024 年から 2033 年までとして始まったばかりであり、類似した計画がいくつも策定されることで住民や事業者の困惑も懸念され、これらを総合的に判断いたしまして、環境基本計画に包含する形で策定することとしました。

この計画を策定するにあたりましては、3 月 21 日の自然保護審議会にて環境基本計画見直し検討部会設置要綱の承認をいただきまして、環境基本計画見直し検討部会の皆様に中心となって協議をいただいております。

環境基本計画につきましては、行政はもちろんですが、事業者・町民・別荘所有者・来訪者にまで、それぞれの目標や取組といったものがございます。従いまして、これらの方々が密接に関わっていただかなければなりませんので、その後、事務局で調整をさせていただき、参考資料 2-②の名簿のとおり、5 名の自然保護審議会委員の方々に部会委員として指名させていただきました。

商工業事業者の関連団体の代表として【団体C】（●●●●●●●●●●）より自然保護審議会にご推薦をいただいております【F委員】（●●●●●●●●●●）、町民の代表として【団体D】（●●●●●●●●●●）よりご推薦をいただいております【G委員】（●●●●●●●●●●）、議会議員の中から選任いただきました【H委員】（●●●●●●●●●●）、別荘者の代表として【団体E】（●●●●●●●●●●）よりご推薦をいただいております【D委員】（●●●●●●●●●●）、農業関係者の関連団体の代表として【団体F】（●●●●●●●●●●）よりご推薦をいただいております【S委員】（●●●●●●●●●●）が部会委員となります。

また、第1回の部会を6月25日に開催しまして、部会長に【G委員】（●●●●●●●●●●）を互選いただきました。

その後10月7日開催の第2回目の部会で審議いただきました計画（案）が、今回、皆様にお示しいたしました資料2-①軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）となりますので、こちらの説明を続けてさせていただきます。

事前に皆様にお配りさせていただいておりますので、簡単にご説明させていただきますがご了承ください。

まず、1ページをご覧ください。第1章として「計画策定の背景」をまとめております。

まずは、1として「気候変動の影響」について、そして、2ページから4ページになりますが、「2 地球温暖化対策を巡る国内外の動向」ということで、「国際的な動向」から「国内の動向」、そして4ページになりますが、そして「長野県の取組み」まで記載しております。

次に5ページの「3 軽井沢町の取組み」についてでございますが、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」宣言について記載しています。

次に6ページからになりますが、第2章として「計画の基本的事項」をまとめております。

まず、「1 計画の位置づけ」でございますが、本計画は、「軽井沢町環境基本計画」の一部として、別冊として策定するものである旨記載しております。

次に7ページの「2 計画期間」でございますが、本計画は、環境基本計画と整合を図るために、環境基本計画の計画期間と一致させるために、令和7年度（2025年度）から令和15年度（2033年度）までの9年間としております。また、令和12年度（2030年度）を中

間目標年度と位置づけております。

次に、「3 計画の対象」ですが、軽井沢町全域を対象とし、町、町民、事業者、別荘所有者、来訪者が一丸となって脱炭素社会の実現を目指すこととしております。

また、対象とする温室効果ガスですが、地球温暖化対策の推進に関する法律に定められております7種の温室効果ガスのうち、二酸化炭素を対象にすることとしております。

次に、8ページになりますが、環境省の策定マニュアルに従いまして、「特に把握が望まれる」とされている5つの部門を、本計画では対象にすることとしております。

次に9ページからになりますが、第3章として「軽井沢町の地域特性」をまとめております。その中で11ページをご覧ください。上のグラフになりますが、軽井沢町においても、平均気温が上昇していることがわかります。

次に14ページをご覧ください。軽井沢町の産業としては、卸売業・小売業の事業所が最も多く、次いで宿泊業・飲食サービス業の事業所となります。ただ、下のグラフになりますが、生産額で言うと、建設業が最も大きな割合を占め、全国の構成比と比較すると約5倍となっております。

次に18ページをご覧ください。18ページから23ページまで「再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル」をまとめております。18ページには、軽井沢町における再生可能エネルギーの導入状況の推移を示してありまして、下のグラフを見るとわかるように、太陽光発電を中心に導入が進められていることが理解できます。19ページからは軽井沢町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルをまとめております。23ページをご覧ください。一番下の表でその内容をまとめております。

次に、24ページから第4章として「温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計」をまとめております。下の表に、本計画の基準となる2013年度の温室効果ガス排出量を記載しています。表最下段の真ん中にある数値になりますが、「157,876tCO<sub>2</sub>」となっております。

ページが飛びまして、26ページの真ん中のグラフをご覧ください。基準年度（2013年度）に排出した温室効果ガスを、さまざまな施策を講じたうえで、目標年度において、温室効果ガス排出量を削減していくというイメージを示したものになります。

27ページをご覧ください。ページの真ん中と下に、「温室効果ガス排出量の将来推計（現状すう勢ケース）」という表とグラフがあ

ります。これは、温室効果ガス排出のさまざまな施策を講じなかった場合の温室効果ガス排出量の推計を示しているものですが、左側の基準年度（2013年度）の排出量は、先ほど申し上げたとおり、「157,876tCO<sub>2</sub>」となりますが、現況年度（2021年度）、そして、将来推計（2030年度）においては、国における原子力や再生可能エネルギーを含むエネルギー政策により、徐々に温室効果ガスの排出量が削減されていきます。ただし、活動量の増加により、将来推計（2050年度）においては、若干増加することが見込まれている状況となります。

次の28ページと29ページになりますが、さまざまな施策・対策を講じた場合の将来推計を示しております。Z E B、Z E H等の建築物、住宅における省エネルギー化、L E D照明や省エネ家電の導入、次世代自動車への切替え等の省エネ対策や太陽光発電設備の導入・再生可能エネルギー由来の電力の導入、そして、森林整備による二酸化炭素吸収等の対策を講じることによりまして、29ページにあります表とグラフにあるように、将来推計（2030年度）には、「40,292tCO<sub>2</sub>」を削減し、将来推計（2050年度）には、「124,230tCO<sub>2</sub>」を削減していきます。そうした対策によりまして、30ページからになりますが、第5章「計画の目標」の中で、基準年度（平成25年度・2013年度）比で二酸化炭素排出量を46%（-40,292tCO<sub>2</sub>）削減し、また、令和32年度（2050年度）までのできるだけ早期に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする（-124,230tCO<sub>2</sub>削減する）ことを目標としております。

また、31ページにおいて目標達成のために、令和32年度（2050年度）までに太陽光、こちらは建物系になりますが、8,095MWh/年を、他地域からの再エネ電力の調達で305,457MWh/年を導入することを目標としています。太陽光（建物系）の具体的なイメージとしては、今後見込まれる新築建物の約1割及び新耐震基準を満たす既存建物の約1割の屋根に太陽光発電を設置することになります。

次に、32ページから第6章「目標達成に向けた施策」として、より具体的な施策をまとめております。

33ページをご覧ください。「基本方針1 脱炭素まちづくりの推進」として、町側の具体的な取組みを記載しておりますが、施策1として「建築物の省エネ化」、34ページに施策2として「公共交通等の利用促進」、35ページに施策3として「自動車等の脱炭素の推進」、36ページに施策4として「各主体での省エネの推進」をまとめております。また、37ページと38ページにおいては、事業者、町

民・別荘所有者、そして来訪者ごとの目標達成に向けた具体的な取組みを記載しております。

39ページをご覧ください。「基本方針2 エネルギー自給率の向上」として、町側の具体的な取組みを記載しております。施策1として「屋根への太陽光発電設備の設置」、40ページに施策2として「広域連携で生み出される再生可能エネルギーの利用拡大」、41ページに施策3として「小水力発電等の導入」、そして、42ページに、再び事業者、町民・別荘所有者、そして来訪者ごとの目標達成に向けた具体的な取組みを記載しております。

43ページをご覧ください。「基本方針3 総合的な地球温暖化対策」として、町側の具体的な取組みを記載しております。施策1として「吸収源対策」、44ページに施策2として「ごみの減量化・資源化の促進」、45ページに施策3として「基盤的施策の推進」、46ページに施策4として「気候変動への適応」、そして、47ページからは、再び事業者、町民・別荘所有者、そして来訪者ごとの目標達成に向けた具体的な取組みを記載しております。

最後になりますが、49ページから第7章として「計画の推進体制・進捗管理」をまとめております。

以上が、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）でございます。

続きまして、[資料2-②](#)をご覧ください。

この実行計画（案）のパブリックコメントを実施したく、実施方法につきまして、軽井沢町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）に対するパブリックコメント実施要領のとおりとしたいというものになります。

パブリックコメントの対象ですが、先程ご説明いたしました地球温暖化対策実行計画（区域施策編）となります。パブリックコメントの実施方法になりますが、『(1) 募集期間』は、令和6年11月15日（金曜日）から12月16日（月曜日）までの約1カ月を予定とし、『(2) 計画の閲覧方法』は、町ホームページ又は環境課窓口を予定、『(3) 意見の提出方法』は、オンライン回答、電子メール、郵送、ファクシミリ、持参とし、『(4) 意見提出先』は記載のとおり環境課環境政策係となります。周知は、広報誌「広報かるいざわ」や町公式ホームページを始め、SNSも利用して周知したいと考えております。最後のページは、意見記入用紙（案）となります。

その他につきましては特にございませぬ。以上、事務局からの説明とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

【I 委員】（●●●●●●●●●●）

2つあります。

まず、今回、(案)でいただいたこの実行計画なのですけれども、軽井沢町の大きな特徴として、私、建築関係を担当しているので、建物に関して言えば「寒い」というところが多分一番大きなポイントかなと思っていまして、全国を「暑い」・「寒い」の区分で分けると、軽井沢町は「2」なんですね。で、「1」が一番寒くて、「8」が一番暖かい地域なのですけれども、「2」と言うと、もう北海道の一部と同じぐらいの位置付けになるので、やはり長野県の中でもこの寒い地域というのは、やはりそれなりの配慮というか、対応が必要かなと思うので、その辺に関して、また、もしかしたらパブリックコメントでも出てくるかもしれないのですが、もう少し強調してもいいのかな、ZEHだとか断熱に関して、もう少し強調してもいいのかなという思いがございます。で、それが1点目です。

2つ目が、すいません、これ、どこまで公表されるかわかんないので、パワポの参考資料2-①のスライド2なんですけれども、この下の方の公募要領抜粋の表現と、上の説明とが、若干、なんかニュアンスが違う気がして、下の方の公募要領だと、この事業の結果について実行計画に適切に反映されるのが前提と言っているのですけれども、上の説明を見ると、なんか補助金もらったから作らなければいけないみたいな流れに読めてしまうので、もうちょっとなんか表現というか、順番を変えた方がいいのかなと思いました。以上です。

【会長】（●●●●●●●●●●）

軽井沢の寒冷地の特色と、それからパワポのニュアンスの整合性ですよ。

事務局、よろしくお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

1点目の「暑い」・「寒い」のご意見というのは検討部会の中からも出てきておりませんでしたので、そこも踏まえて、パブコメで出て来なかったとしても、部会の中で再度検討させていただきたいと思います。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

2点目ですけど、こちらのパワポの資料は外には出さないで、皆様の資料という形で収めていただきたいのですけれど。せっかく、うちの方に地球温暖化対策が今年度から来ましたので、環境基本計画の中には、ゼロカーボンの関係、触れてはあるのですけれども、それよりもうちちょっと踏み込んだ形で皆さんにお示しして、2050年、2030年はもうすぐなのですから、そういったことを目指して、できることからやっていただくという思いで、こちらの方、作成しておりますので、そういった形でお願いします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

よろしいですか。あと、他にご意見ありますか。

【D委員】（●●●●●●●●●●）

先日の部会でもちょっと申し上げたのですが、この24ページのですね、CO<sub>2</sub>の排出量の基準となる状況の自動車の問題で、この旅客、貨物も含めて、この台数は軽井沢町における登録台数ということで、実はこれ、別荘族、来訪者も含めてこう取り組むということになると、ここがですね、だいぶ差が出るのではないかということで、事務局で色々調べていただいたようなのですが、中々そこまで掴めないということなので、そうであれば、ここはですね、はっきりと、軽井沢町における登録台数であるということをはっきり謳った方がいいのではないかなというふうに思いますので、ちょっと意見として申し上げます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

事務局、いかがですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

そのように対応させていただきたいと思います。

【会長】（●●●●●●●●●●）

確かに夏になると他県の車がすごいです。場所によっては道路が駐車場みたいに動かないというところもありますね。

他に何かご質問あるいはご意見とかございますか。

【J委員】（●●●●●●●●●●）

最後のPDCAサイクルの部分と、前のページですかね、推進体制ということで、このプランに当たるのが、この実行計画なのかと推測するのですが、チェック機能としては、まさにこの軽井沢町自然保護審議会というのがチェック機能を果たすということになる理解でよろしいのでしょうか。

このPDCAサイクルというのが、ちょっと。環境マネジメントのPDCAサイクルというのかもしれないです。今、企業とかで言

うと、P D C A、ちょっとなんか古い感じも受けるのですが、ちょっとチェック機能を強化して、より良いアクションに繋げるという意味で。チェックの部分は、この審議会が当たるという理解でよろしいのですか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

今年度からスタートしております環境基本計画も、当時は「環境基本計画策定『等』検討部会」という形で専門部会を設けさせていただきまして、この『等』の部分というのは、毎年度、部会の方でチェックをしていただきたいという意味合いも込めて『等』をつけさせていただきました。

今回、環境基本計画も動き出したのですが、5年ごとに見直しをしていくというところで、この3月の審議会の時には、部会の名称を見直し、「見直し検討部会」ということにさせていただいて動き出しているところです。審議会といいますか、審議会の下部になりますが、部会の方でチェックをしていただいて、その上で、また審議会の方に報告をさせていただくというような流れを事務局の方では考えております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。あと、他にございますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

膨大な量なので、ちょっと私もまだ把握できてないのですが、太陽光については推進する方向性というふうに拝見したのですが、建物系ということで記載がされているのですが、いわゆる野立てというのですかね、そういったものに関しては推進するのか、あるいは、森林の保護ということも並立して書いてありますけど、どのような方針なのでしょうか。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

軽井沢町は景観も大変大切にしておりますので、基本的には野立てのソーラーパネルというのは認めない方針で、自然保護対策要綱、等々で縛りをかけているというところもありまして、野立てのソーラーパネルに頼るようなゼロカーボンというのは目指せないというところで、区域施策編の中からも施策としては除外するような形でさせていただいております。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

わかりました。ありがとうございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

あと、他にございますか。

【K委員】（●●●●●●●●●●）

先程の太陽光発電、こちら、今確認していただいてありがたかったのですけれども、建物の1割というふうに考えていただけるようなのですけれども、この数字はもっと大きくはできないのでしょうか。他の地域などで、特に島諸部、島ではかなり有効な発電方法で、それと自然に対しても、実はそういうふうに建物の上で作るというのは優しい方法だと私は確認しているのですけれども、いかがなものでしょうか。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

太陽光の関係なのですけれども、報道等で皆さんご存知だと思いますが、大体、太陽光のパネルの耐用年数は20年ぐらいと言われておりまして、2030年代には、この廃棄の問題が多分大きくクローズアップされると思います。環境基本計画の中でもその辺は触れられておりますけれども、国の方でリサイクルをどうするかというのは、今後議論されてくると思いますが、そういった中で、環境課とすると、以前は他の課でやっていたのですけれど、環境課は、やはりゴミの関係をやっていますので、どうしてもその廃棄物の問題というのは、やはり無視ができないという形で、太陽光については、今後、しっかりとしたりサイクルだとか、そういった部分があれば、また検討はされてくる部分はあると思うのですが、現在においては、それだけに大きな問題になるという形で、そう大きくは取り上げず、他の再生可能エネルギーを入れるというのを念頭に置いた計画になるかと、そういったものを考えております。以上でございます。

先程のパワーポイント資料なのですけれども、すでに部会資料で使っておりますので、公開されているという形で、今回のパブコメでは敢えては使わないのですけれども、部会資料で公開がされております。すいません、その点、すでに公開されているという点で訂正させていただきます。

【L委員】（●●●●●●●●●●）

ソーラーパネルの件なのですけれど、農地にソーラーパネルを置くような場合はどう考えているのかということと、それから、1割にすると言っても、何か誘導策を持たなければ1割にもならない可能性もあるのではないかと。そういう施策は何かあるのでしょうか。2点、お聞きします。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

先程も出ておりますけれど、一応、軽井沢町については野立てを禁止しておりますので、今後もその方針は改善する予定はございま









するかということも議論をいただきました。特に、表の2行目にあります蘚苔類・藻類・地衣類・菌類の維管束植物以外と、表の最下段の二つ、昆虫類・その他の無脊椎動物の分類を含む無脊椎動物を調査対象とするか否かについて議論をいただきました。

スライドNo.3のとおり、長野県では両方とも調査対象としているのに対しまして、市町村では維管束植物以外を全ての市町村が調査対象外としており、また、スライドNo.4のとおり、無脊椎動物に関しては、トンボ類・チョウ類・甲虫類・貝類は全市町村が調査対象としていますが、川底や湖、池の底などに生息する動物を指す底生動物とクモ類は調査対象外としている市町村があることから議論をいただきました。長野県では、できるだけ国に準じる形でカテゴリーを合わせてきたという結果とのことでしたが、市町村が分野をある程度限定する判断をしたのは、例えば、蘚苔類、藻類、地衣類や菌類について、市町村内の正確な情報がそもそも大変乏しく、どのような種類の苔や藻類が自分たちの町や市に生息しているか分からないという状況で、その中でも更に絶滅のおそれがあるようなものを選ぶことは難しかったのではないかと推測されること、また、それを判断するためにその自治体で活動している、その分野の専門家の方が同じく乏しいということもあり、実現可能な対象分野を限定していったのではないかと推測されるといったご意見をいただきました。調査対象種につきましては、今後において継続検討することになりました。

次にスライドNo.5になりますが、レッドデータブック作成の方向性になります。事務局としましては、軽井沢町にかかわる全ての人たちがレッドデータブックを最大限活用できるように、誰にとっても、わかりやすく、親しみやすいレッドデータブックに、それは、子どもたちでもわかる、子どもたちが楽しめるレッドデータブックにしていきたいとの思いがございます。

スライドNo.6をご覧くださいと思いますが、作成の方向性としてパターン1とパターン2のどちらが望ましいかを議論いただきました。パターン1の「Ⅰ レッドリスト作成」、「Ⅱ 一般的なレッドデータブック作成」、「Ⅲ 子どもたちが楽しめるレッドデータブック普及版の作成」とすることになりました。

しかしながら、環境基本計画を策定した際には、環境基本計画本編の他に、子どもたちの環境教育に活用していただくために環境啓発冊子「子ども向けハンドブック」を同時並行で作成しましたが、レッドリスト作成、一般的なレッドデータブック作成と、子どもた

ちが楽しめるレッドデータブック普及版の作成を同時並行で作成できるのかは要検討となりました。

この他にいただいた意見としましては、過去の文献を調査し、昔は存在したが今は絶滅してしまった種がわかるレッドデータブックにしていく、レッドリストは、国際自然保護連合（IUCN）の基準に則り作成する、住民も巻き込んで調査を行えるような仕組みづくりが必要といった方向性が決定されました。

スライドNo.7は、レッドリストとレッドデータブックの違いが皆様に分かるように用意しました比較参考資料となります。

スライドNo.8は、副教材の作成検討をイメージしていただくために用意しました資料となりますが、著作権等の問題がありますので、資料や画像をSNSなどにアップすることのないように部外秘扱いをお願いいたします。

最後にスライドNo.9をご覧ください。3月の自然保護審議会でもお示ししましたが、レッドデータブック策定までのスケジュールとなります。検討部会は、令和9年度のレッドデータブック策定まで活動を続けてまいります。また、レッドデータブック策定にあたりましては、専門業者の支援が必要不可欠ですので、令和7年度にプロポーザルを実施し、その専門業者を決定していきたいと考えております。その上で、専門業者の支援を受けながら令和9年度までにレッドデータブックとしてまとめていきたいと考えており、そのプロポーザル仕様書に盛り込んでおくべき内容等につきましても検討部会でご意見を頂戴して進めてまいります予定でおります。

以上、事務局からの報告とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

【〇委員】（●●●●●●●●●●）

レッドデータブック策定検討部会のメンバーの方ですが、軽井沢町の植物園の園長が非常に見識の高い方だと私は理解しております。軽井沢町の植物について、ずっと関わって来られた方なので、今更なんですが、お加えになるような、そういうような検討をされたのか、またお考えがあるかお伺いしたいと思います。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

植物園の園長は町職員ですので、横の連携をとっていきながら関わっていただくようなことを考えておりますので、必要に応じて、現地調査をこれからやっていかなければいけなくなった時に、その

知見を十分に発揮していただきたいというふうに事務局側では考えております。

【会長】（●●●●●●●●●●）

他にご意見とかございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、本件につきましては、報告事項ということになりますので、表決はとらずに次の議題に移らせていただきます。

#### （４） 軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について

【会長】（●●●●●●●●●●）

それでは、議題（４）になりますが、軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について、事務局よりお願いします。

【事務局B】（●●●●●●●●●●）

議題（４）について説明いたします。

資料の右上に『議題第４号』と記してございますが、こちらをご覧ください。

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正について、進捗状況を報告させていただきます。

軽井沢町の自然保護対策要綱等の改正にあたりましては、他の部会と同じく、3月21日の自然保護審議会で軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会設置要綱の承認をいただきまして、参考資料 4-③をご覧くださいと思いますが、こちらの皆様で協議をいただいております。

自然保護審議会からは、町議会選出の審議会委員の【P委員】（●●●●●●●●●●）、【H委員】（●●●●●●●●●●）、【O委員】（●●●●●●●●●●）以外の皆様が部会委員として参加されております。

なお、町議会側から検討部会に参加いただいております【E委員】（●●●●●●●●●●）より、9月26日に行われました議会全員協議会におきまして、7月5日に開催しました第1回目の検討部会の報告を既にいただいておりますので、本日の審議会での改めての報告は省略させていただきますがご了承をお願いいたします。

お配りいたしました参考資料 4-①、参考資料 4-②は、第1回目の検討部会でお配りしました資料となります。

なお、参考資料 4-③の名簿の日付が令和6年10月1日現在となっておりますが、こちらは10月1日付で町職員の人事異動がござい

ました関係で委員の変更を行いました。その関係もございまして第1回の検討部会を開催しました7月5日現在より変更となっております。

今後につきましては、第2回検討部会を11月18日（月）に予定しております。只今、資料を調製中でございますが、より具体的な自然保護対策要綱等の改正の概要を説明させていただき協議をいただく予定であります。

以上、事務局からの報告とさせていただきます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

只今、事務局より説明のありました内容について、何か質問・ご意見等はございますか。

【C委員】（●●●●●●●●●●）

私、第1回の部会に参加させていただいたのですけれども、こちら、委員の方の名前が載っていますけれども、かなり人数が多くて、こちらの今の審議会は20人ぐらい、その約倍ですかね、40名の方がいらして、今、事務局の方からより具体的なという話があったので、期待しているところなのですけれども、多分、審議の進め方として、やはりある程度テーマを絞ってですね、やっていった方がより審議はしやすいかなという印象。第1回は顔合わせという意味が大きかったと思うのですけれども。そういうところで、冒頭、町長の方から「規制の強化」も含めてというお話もいただいたと思うのですけれども、その辺のところというのは、非常に法律的な専門的なノウハウというのにも必要になってくると思いますので、その辺のところもある程度、今回の議題、議題と言うのですか、テーマを絞ってですね、委員の方も多いので、発言、どういう形でやっていくかってことも含めて、ある程度準備をしていただけるとありがたいなど。具体的には、要綱の改正ということになっていると思うのですけれども、それ以外ですね、例えば、景観行政団体への移行とか色々なテーマが前回出たと思うのですけれども、そういったことも含めていくのか、あるいは、そこはまた別のところで話し合うのかというところも含めてですね、ちょっと話が拡散してしまう印象が前回ちょっとあったので、その辺のところの次回の運営にちょっと期待したいなっというところですよ。

【会長】（●●●●●●●●●●）

貴重なご意見ありがとうございます、事務局どうですか。

【事務局A】（●●●●●●●●●●）

次回につきまして、多分、町の方で考えている提案をお話しして、

その後、どう進めていくか。まだ、庁内、役場の中でも、課内の中でも検討して、元々の方針で厳しい方向をずっと考えていますので、そういった（案）を示した中で、まず協議していただいて、その後どう進めるかについては、部会長に相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

【O委員】（●●●●●●●●●●）

資料を読ませていただきまして、ご意見なかったものですから、少しお話をさせていただきたいと思うのですが、ホテル等の（社員）寮、従業員さんの寮が、今、若い方の住む場所が足りないということで問題になっているのですけれども、その場合、寮を造る場合、寮の個室にトイレ、お風呂、シャワールームとか、そういうものがつけられない、またキッチンの台がつけられないというようなお話をお伺いしておりますが、まず、そちらの認識が正しいかどうか、お伺いをしたいと思います。

【事務局C】（●●●●●●●●●●）

ホテル従業員の方々の寮ということで、今のお話の中では、キッチンやお風呂、キッチンの、その部屋の作り方ですかね、その部分で町と協議していただくものがあると思うのですけれども。

【事務局D】（●●●●●●●●●●）

自然保護対策要綱の中で、トイレ、お風呂、キッチンをつけてはいけないというきまりはありません。まず、皆さんがおっしゃっていたのは、おそらく自然保護対策要綱のプラスアルファの基準を満たせないからそのようなお話になったのかと思います。一つの建物のなかに、トイレ、お風呂、キッチンが二つずつ以上備わっていると、集合住宅扱いとなり、通常自然保護対策要綱の基準にプラスして細かい基準が追加されます。おそらくお話しされた方は、そのプラスアルファの基準が守れないので、トイレ、お風呂、キッチンがつけられないということをおっしゃったのかなと思うのですが、ニュアンスは伝わりましたでしょうか。

【事務局A】（●●●●●●●●）

集合住宅扱いになると20戸以上はどうしなければいけないとか、その辺の基準が多分出てくるので、大きさによってはそういう基準をクリアしなければいけないとか、その辺が出てくるので、多分、それに、例えば社員寮なのだけれど、普通のマンション系と違うよというのは、多分そういう工夫をされたいのかなと思いますので、ちょっと、この要綱の、確かに従業員の住む場所をできるだけ確保したいというのは、ホテル側としても、「緑の景観賞」の中でも、

やはり昔の考えてきた従業員寮では中々人が集まらないと言っていたので、多分、こういった話が出てくる話だと思いますので、今回、要綱の見直しの中では、その社員のための寮と、一般的なマンション系のものとどう区分するのかと、ちょっとその辺の議論もしなければいけないかなと思っていますので、ご質問ありがとうございます。

【会長】（●●●●●●●●●●）

重要な件ですよ。なんか、最初の議題に上がりました「緑景観賞」で、【事務局A】（●●●●●●●●）もおっしゃっていたのですが、これまでは、従業員は、例えば、2人部屋とか、3人部屋で良かったのですが、今、それだと、ホテルでは人が集まらないというので、個室にはなっていますよね。それで、外から見た範囲なのですけど、とてもお風呂とか、そういう印象はなかったのですが、ただ、今後のことを考えると、ちょっと頭に入れてくべき点かなとは思っています。

【O委員】（●●●●●●●●●●）

ありがとうございます。

私が聞いた現状といたしましては、（共同の）大きなキッチンとそれから大きなお風呂ということで、今、寮が成り立っているのですが、それだとやはり今の若い方の住み方に合わないということで、個室にトイレとかキッチンとか浴室があればいい、作りたいという意見がありましたので、またご検討いただければと思いますのでお願いいたします。

【会長】（●●●●●●●●●●）

あと、他に何かご意見とかご質問ございますか。

→ 一同、意見ない旨のリアクションあり。

【会長】（●●●●●●●●●●）

本件につきましても、議題（3）と同じように報告事項ということになりますので、評決は取らない形にしたいと思います。

以上で議事の議事は終了しましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

## 6. 閉 会

【事務局A】（●●●●●●●●）

皆さん、長時間にわたりまして慎重審議、大変ありがとうございました。

今後も、各部会、それぞれの部会、「緑の景観賞」は、これで一

且終わりなのですが、他の部会は、要綱の見直しですとか、レッドデータブック関係、区域施策編につきましても最後の締め段階になってきますので、それぞれ開催しながら、その中で部会を中心にまず審議いただいて、また自然保護審議会の方で慎重の審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上を持ちまして、本日の自然保護審議会を終了とさせていただきます。本日は、大変ありがとうございました。

以上。